

勝山市特定事業主行動計画の概要

仕事と子育ての両立をめざして～勝山市特定事業主行動計画～

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法第7条第1項及び女性活躍推進法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう環境を整備し、次世代育成支援対策及び女性活躍推進対策を計画的かつ着実に推進することを目的とします。

2 計画期間

第1期 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

第2期 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

第3期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

第4期 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

第5期 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画の推進体制

- (1) 全職員に対し行動計画の内容を周知徹底します。
- (2) 「行動計画推進委員会」を設け、計画実施状況の点検及び見直しを行っていきます。

4 具体的な取り組み

- (1) 既存制度の周知と意識の啓発
- (2) 妊娠中及び出産後における配慮
- (3) 子どもの出生時および育児参加のための父親の特別休暇の取得促進
※男性の特別休暇取得目標 出産休暇80% 育児参加のための休暇50%
- (4) 育児休業等を取得しやすい環境整備
※育児休業取得目標 女性100% 男性10%
- (5) 時間外勤務の縮減
※時間外勤務時間が1月45時間3ヶ月連続、1月80時間、年間累計360時間を越える職員に対する面接指導の実施
- (6) 年次休暇の取得促進
※年次休暇取得促進月間（6月・10月・2月）の設定
※年次休暇取得目標8.0日
- (7) 子の看護休暇の取得促進

5 その他の次世代育成支援対策に関する取り組み

- (1) 子育てバリアフリーの促進
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- (3) 職場優先の環境や性別役割分担意識是正

6 女性活躍推進支援対策に関する取り組み

- (1) 採用時における女性職員の割合増加 ※女性職員採用取組目標 40%以上
- (2) 女性職員の計画的育成とキャリア形成支援 ※女性管理職登用取組目標 20%以上